

竹島紀事

第	第	第
二	百	〇
類	門	號

145

庫	文	閣	内
二	四		和
七	二		
函	文		

内閣文庫	
番號	和 14170
冊數	5 (1)
函號	271 145



地ニ而も年久敷此方江属し候而ハ此方之地ニ
候、委不及申事候、万一鬱陵嶋を日本ニ而竹
嶋と申候ニいたし候而も、不差問候様ニ御心
得候而接待之節御挨拶又者御返答之文言杯御
吟味可被成候

〃質人爰許逗留之内相尋候節申候ハ、今度参候
嶋之名者不存候、今度参候嶋より北東ニ当り
大キ成嶋有之候、彼地逗留之内漸二度見江申
候、彼嶋を存たるもの申候ハ、于山嶋与申候
通申聞候、終ニ参りたる事ハ無之候、大方路
法一日路余も可有之哉与相見江申候由申候、
鬱陵嶋与申嶋之儀者曾而不存候由申候、乍然
質人之申分虚実難斗候得共為御心得申進候、
其元ニ而能御聞可被成候
〃與地勝覽考申候処、于山嶋鬱陵嶋ハ別之嶋之
様ニ見申候、乍然一説ニハ本一嶋与御座候故
二嶋ニ候哉、一嶋ニ候哉

【訳】

(その地は) 長年わが方に属しており、わが方の地です。他人に任せる必要はありません。
万一鬱陵島を日本で竹島ということにしても、差支えないと思われれます。(その者を) 接待
する際に挨拶や返答の文言を吟味なさって下さい。

人質がここに逗留を許されている間に尋問してみたところ、今回行った島の名は分からな
いとのことです。今回行った島(訳注・鬱陵島)から北東方向に大きな島があり、現地に
滞在中に二度ほど見ましたそうです。この島を知っている者によれば、于山島という名前
だそうです。結局行ったことにはないのですが、大体一日程の道のりで見えるとのことです。

鬱陵島という島は知らなかったとのことです。とはいももの、人質のいうことは虚実が
分かりづらいということをご理解ください。そのうえでなら聞くことが出来ますでしょう。

輿地笑勝覽を考えると、于山島鬱陵島は別の島であるようにも見えますが、さりとて一
説には一つの島であるともあり、二島なのか、一島なのか。